

# 「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」

## 評 価 基 準

(品質・性能等の評価に関する事項)

令和7年版

評価対象材料名	吸水調整材（モルタル用）
細 目	—

一般社団法人 公共建築協会

## 評価基準の説明 【吸水調整材（モルタル用）】

### 1. 評価対象

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和7年版15章3節に規定する吸水調整材とし、コンクリート、コンクリートブロック等の壁、床の表面に塗布する現場調合のセメントモルタル塗り下地に適用することとする。

### 2. 主な種類

エチレン酢酸ビニル（EVA）系、アクリル系

### 3. 引用している規定

（1）標仕 令和7年版

（2）日本産業規格

- ・ JIS A 6203 : 2015 「セメント混和用ポリマーディスパーション及び再乳化形粉末樹脂」
- ・ JIS A 6916 : 2021 「建築用下地調整塗材」
- ・ JIS A 6387-2 : 2011 「ゴムラテックスー第2部：全固形分の求め方」
- ・ JIS A 6828-1 : 2003 「合成樹脂エマルジョンー第1部：不揮発分の求め方」
- ・ JIS A 6833-1 : 2008 「接着剤ー一般試験方法ー第1部：基本特性の求め方」
- ・ JIS R 5201 : 2015 「セメントの物理試験方法」
- ・ JIS R 5210 : 2019 「ポルトランドセメント」
- ・ JIS R 6010 : 2000 「研磨布紙用研磨材の粒度」
- ・ JIS R 6252 : 2022 「研磨紙」
- ・ JIS Z 8802 : 2011 「pH測定方法」
- ・ JIS Z 8803 : 2011 「液体の粘度測定方法」
- ・ JIS Z 8804 : 2012 「液体の密度及び比重の測定方法」

（3）日本建築仕上学会規格

- ・ M-101 : 2015 「セメントモルタル塗り用吸水調整材」

### 4. 令和6年度版からの主な改定点

- ・ なし

### 5. その他

（1）[表示項目]とは、評価項目ではないが、当該材料を選定する場合に必要な情報等であり、各製品個々に形状、性能値等を示しておく必要があるものをいう。

（2）「品質・性能」欄の“申請者の規定による。”とは、評価基準としての規定がないため、申請者の規定によることとする。なお、審査は、記入された申請者の規定について、社内規定等と照合して確認することとしている。

（3）赤字は、令和6年版からの改定箇所を示す。

評価基準

吸水調整材（モルタル用）

項目		品質・性能	備考	
材料	主成分 [表示項目]	酢酸ビニル樹脂系合成樹脂 エマルジョン（EVA系）	申請者の規定による。	
		アクリル樹脂系合成樹脂 エマルジョン（アクリル系）	申請者の規定による。	
品質	外観	粗粒子、異物、凝固物等がないこと。		
性能	全固形分 (%)	表示値 ± 1.0 以内		
	吸水性 (g)	30分間で1.0以下		
	接着強度	標準状態	著しいひび割れおよび剥離がなく、接着強度が1.0N/mm <sup>2</sup> 以上であること	
		熱冷繰返し抵抗性試験後	同上	
		凍結融解抵抗性試験後	同上	
		熱アルカリ溶液抵抗性試験後	同上	
	界面破断	標準状態	50%以下	
		熱冷繰返し抵抗性試験後	同上	
		凍結融解抵抗性試験後	同上	
		熱アルカリ溶液抵抗性試験後	同上	
試験方法	日本建築仕上学会規格 M-101 による。			